

放課後児童クラブ運営業務の民間委託に関するQ & A

Q1 なぜ民間委託するのですか？

A1 放課後児童クラブが抱える課題に対し、民間事業者のノウハウを活用した効率的かつ安定的な運営体制の確立、子育て支援の質的向上及び更なる良質なサービスの提供を行うためです。

<現状と課題>

- ・ 児童クラブ間で児童の支援や活動内容の企画・実施において、サービス内容にばらつきがあり、均質かつ良質なサービスの提供を行うことができる体制が必要。
- ・ 職員を対象とした研修体制の充実、人材確保・配置調整などの労務管理の効率化が必要。
- ・ 令和6年8月に実施した保護者対象のアンケートでは、開設時間の拡大、入退室管理などのICT化に関するニーズが高かった。

Q2 どのような業務を委託するのですか？

A2 児童クラブにおける児童の育成支援、育成支援に係る保護者や学校との連携、放課後児童クラブの職員の雇用・労務管理、職員を対象とした研修の実施、入退室管理や連絡帳機能などのICTシステムの運用、新入会児を対象とした説明会等の実施を委託します。（育成支援等に関する問い合わせ先は民間事業者となります。）

入所決定、保護者負担金の決定・徴収は従来どおり竹原市が行います。（利用や手続きに関する問い合わせ先は引き続き竹原市となります。）

Q3 民間委託後は、委託事業者が全ての責任を負うのですか？

A3 放課後児童クラブの設置・運営形態には「公設公営」、「公設民営」、「民設民営」があります。竹原市の場合、この度の民間委託によって全ての児童クラブが「公設民営」となります。これは、市が設置した施設（児童クラブ）の運営を委託契約に基づいて事業者が行う形態で、運営上の最終的な責任については、市が負い、施設の管理や使用料徴収は市が行うものです。

また、委託事業者は、児童クラブの運営にあたって市が定める業務委託仕様書を遵守する必要があります。

Q4 委託期間はいつからいつまでですか？

A4 令和8年4月から3年間の委託契約となります。
3年経過後は、再度業者選定を行う予定です。

Q5 どのような事業者に委託するのですか？

A5 実績があり、安定した運営が実施できる事業者に委託します。

事業者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、価格のみで事業者を選定するのではなく、放課後児童健全育成事業に対する考えや取組内容、実現能力等の観点から総合的に評価し、業務の履行に最も適した知識と専門性を有する事業者を選定します。

なお、公募型プロポーザルへの参加資格として、次のような要件を設けます。（一部抜粋）

- ・ 広島県又は広島県に隣接する県に営業所等を有している、又は委託期間の開始までに当該県に営業所等を構えることができ、常に迅速に対応ができること。
- ・ 安定的かつ健全な財政能力を有し、法人格を有する者であること。
- ・ 過去3年における同種または類似施設の運営実績があること。

参加要件を満たした事業者を対象に、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、放課後児童クラブの運営業務を適切に実施できる事業者を選定し、契約を締結することとしています。

Q6 なぜ民間委託であれば安定した運営やサービスの拡充ができるのですか？

A6 竹原市では、年間を通じて児童クラブの人材確保に苦慮している状況です。

この度の民間委託においては、民間事業者のノウハウ（効果的・効率的な人材採用、現場責任者の確保、緊急時の本部対応など）の活用による、安定した運営体制の整備を目的の一つとしています。

また、開設時間を拡大するためにも、人材確保が重要です。竹原市では、民間事業者のノウハウ（人材確保、柔軟な配置や働き方の提案など）を活かし、開設時間の拡大を目指しています。

そのほかにも、児童クラブの運営実績のある民間事業者においては、ICTの運用実績も豊富です。実績のある事業者に業務を委託することにより、ICTをより円滑に導入することができ、効果的な運用が可能となります。

Q7 民間委託後、市はどのように関わるのですか？

A7 市は、児童の健全育成や安全確保のため、委託事業者の管理監督を行います。

委託事業者に対し運営内容についての計画や報告を求めるとともに、現地調査や改善指示などを必要に応じて行い、児童の健全育成や安全確保に努めます。

Q8 他の自治体では、児童クラブはどのように運営されていますか？

A8 広島県内では、竹原市を除く14市町において放課後児童クラブの運営業務を民間事業者へ委託しています。（一部児童クラブを民間委託としている場合もあります。）

Q9 現在、民間委託中の児童クラブはどうなりますか？

A9 現在、荘野放課後児童クラブは社会福祉法人に、東野放課後児童クラブは地域の運営協議会に、中通放課後児童クラブは学校法人に委託しています。

現在の委託事業者と協議の上、令和8年度からは竹原市内の全児童クラブの運営業務を一括して民間委託することとし、公募型プロポーザルにより提案事業者を募集することとしました。

Q10 児童クラブの開設時間は変わりますか？

A10 保護者対象のアンケート調査においてニーズが高かったことから、委託事業者が決定した場合、令和8年4月から土曜日及び学校の長期休業日における開設時間を早める予定としています。

現在の開設時間 8時～18時

令和8年4月～ 7時30分～18時

Q11 児童クラブの開設日は変わりますか？

A11 これまで閉設日としていた1月4日を開設日とする予定です。

令和8年4月～の閉設日

日曜日、祝日、お盆（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）

Q12 開設時間の前倒しに伴い、保護者負担金は増えますか？

A12 これまでと変わりません。(月額3,000円のままです。)

Q13 令和8年4月から児童クラブでの過ごし方が変わるのですか？

A13 基本的にこれまでと変わりませんが、竹原市内の児童クラブにおけるサービス内容の均質化等を目的として、改善すべき点については対応していきます。

急激な環境の変化は児童に負担を与えてしまうため、令和8年度に大きくやり方を変えということではなく、徐々に見直しを行う予定です。

Q14 児童クラブの職員（放課後児童支援員・補助員）は変わりますか？

A14 現在、勤務している職員が民間委託後も継続して勤務を希望する場合は、引き続き勤務する予定です。

なお、これまで同様、人事異動や個別の事情による退職に伴う配置換えはあります。

Q15 職員の配置人数などは変わりますか？

A15 事業者は、竹原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、必要な人数及び資格要件を満たす者を配置することとしています。

竹原市の場合、支援員資格を有する職員を原則1教室に2人配置しており、民間委託後も同様の配置となるよう仕様書に定めます。(これまで同様、シフトや欠員の都合上、支援員の代替として補助員が勤務する場合があります。)

また、民間委託後は、業務全体の統括責任者1名、放課後児童クラブを巡回する現場責任者(業務改善、職員配置調整、児童クラブ間の均質化、トラブル対応等の業務を想定)1名が配置される予定です。

Q16 配慮を要する児童への対応はどうなりますか？

A16 引き続き配慮を要する児童のための加配補助員の配置決定については、市が行います。委託事業者は、市の決定を受けて雇用する職員を配置することとなります。

また、市の巡回支援事業において定期的に児童の状況確認を行い、育成支援に対する助言等の支援も行っていきます。

Q17 職員の研修などがありますか？

A17 事業者が独自で研修を実施するなど、人材育成に取り組むことができる事業者を委託先として選定することとしています。

また、市で主催している研修については、引き続き委託児童クラブの職員も参加できます。

Q18 育成支援上のトラブル等があった場合の対応はどうなりますか？

A18 委託事業者による対応を基本としますが、必要に応じて市が関与します。

まずは委託事業者が対応することになりますが、解決に至らなかった場合など、必要に応じて市が保護者の方との話し合いに加わるなどの対応を行います。

なお、委託事業者には、トラブルや事故等が発生したときは、その内容を市に速やかに報告するとともに原因究明を行い、今後の対応策を報告するよう義務付けます。

Q19 おやつの内容は変わりますか？

A19 おやつの内容については、補食としての役割もあることを理解し、栄養価や添加物等に注意しながら、これまでの提供内容を確認し、その方針を継続するよう事業者に求めています。

その上で、おやつについても全児童クラブで統一した取扱いを検討していくこととしており、おやつ代については一律の金額となるよう委託事業者と協議します。

Q20 保護者会はどうなりますか？他市町でも児童クラブに保護者会がありますか？

A20 保護者会は任意の団体となるため、継続した活動は可能です。

しかしながら、保護者会の運営（役員の選任、会費の徴収、行事企画等）が保護者の負担となっていることも事実であり、他市町では業務委託をきっかけに保護者会を解散した事例も多くあります。（他市町ではそもそも保護者会が無いところも多いようです。）

また、放課後児童クラブの職員が保護者会費の管理を行っている実情もあり、リスク管理の観点から、運用を見直す必要があります。

竹原市としては、児童クラブでの活動に必要な費用は受託事業者が担うことで、保護者の負担軽減及び必要経費の適切な管理を行いたいと考えています。

Q21 ICT化の予定はありますか？

A21 令和8年4月から導入を予定しており、現在、システムの選定を行っているところです。（保護者の利便性を考慮して、竹原市の公立こども園と同様のシステムとなります。）
入退室管理機能、連絡帳機能、お知らせの一斉配信機能などを予定しています。

Q22 特色ある活動などは増えますか？

A22 活動プログラムについては、公募型プロポーザルにより事業者から提案を受ける予定としており、児童の興味関心につながる魅力的な活動が提供できる事業者を選定することとしています。

Q23 配食サービスや18時以降の延長利用（開設時間の後ろ倒し）は行わないのですか？

A23 この度の民間委託においては、保護者ニーズを考慮して、保護者負担金（月額3,000円）の見直しを行わず、開設時間の前倒しを優先して実施することとしました。
事業者が必ず実施すること（仕様書に記載する業務内容）に、保護者ニーズの高い配食サービスや18時以降の延長利用は含まれていませんが、事業者からの提案が受けられるよう、公募型プロポーザルにおいて令和6年8月実施の保護者アンケートの結果を資料として提供しています。

Q24 事業者が倒産した場合はどうなりますか？

A24 公募型プロポーザルにおいて長期的に安定した運営ができる事業者を選定するため、提出書類（財務諸表等）により事業者の経営状況を確認することとしています。
民間委託後に万一、事業者が倒産した場合は、事業者による運営が困難となることから、基本的には直営で運営することとなります。

Q25 委託後のチェックや評価はどのように行うのですか？

A25 市職員による現場確認や巡回に加え、保護者アンケートの実施により、委託事業者の評価を行う予定としています。